

原爆症認定制度の抜本改善を求める意見書

広島・長崎で原子爆弾の被害を受け、「被爆者健康手帳」の交付を受けている被爆者は全国に二十五万人以上存在しているが、「原爆症」と認定されている被爆者はわずか一パーセントにも満たない約二千二百人に過ぎない。

このような状況の中、全国の被爆者が原爆症の認定を求めて各地で集団訴訟を起こしてきた。

昨年から大阪地裁、広島地裁では原告全員について、今年三月の東京地裁などでも一部原告について「原爆症」と認定されるべきとの判決が出されたにもかかわらず、国は控訴するなど認定を拒み続けている。

被爆者の多くは高齢で、白血病などのがんや様々な病気に苦しみながら不安な毎日を送っているといわれており、原爆症認定制度の改善は待ったなしの時期を迎えている。

本年九月に、厚生労働省は、内閣総理大臣より見直しの指示を受けて、「原爆症認定の在り方に関する検討会」を立ち上げたが、先行きは未だ不透明であり、被爆から六十年以上が経過し、高齢化している被爆者の人道的、社会的見地から一刻の猶予も許されるものではない。

よって、杉並区議会は、国会及び政府に対し、原爆症認定制度の早急な抜本的改善と、被爆者の立場に立った支援を行うよう強く要請する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十九年十二月十日

杉並区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

あて